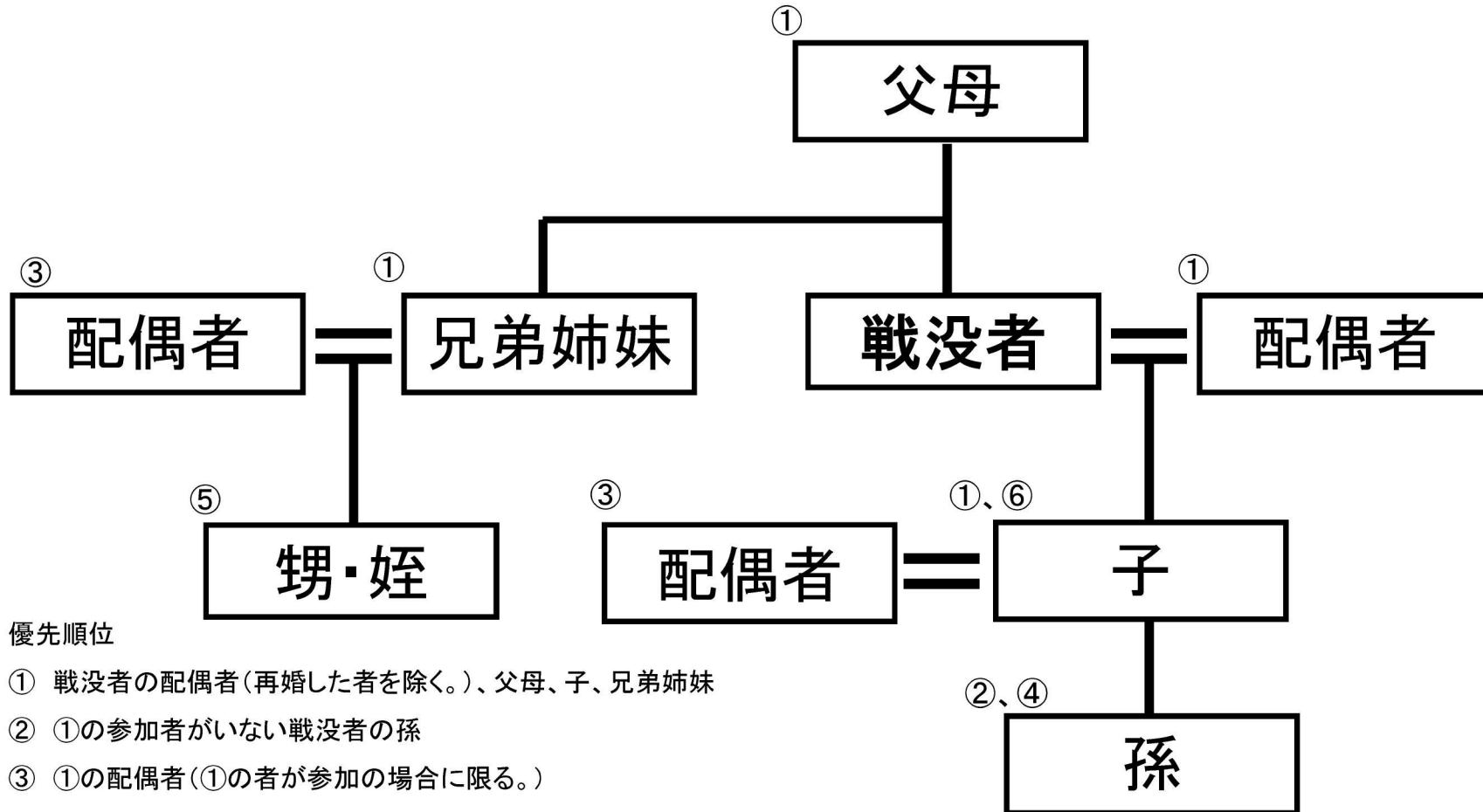


慰霊巡拝対象遺族の範囲



優先順位

- ① 戦没者の配偶者(再婚した者を除く。)、父母、子、兄弟姉妹
- ② ①の参加者がいない戦没者の孫
- ③ ①の配偶者(①の者が参加の場合に限る。)
- ④ ①の参加者がいる戦没者の孫
- ⑤ 戦没者の甥・姪
- ⑥ ①に該当する戦没者の配偶者の養子(戦後養子)
- ⑦ 過去6年以前に慰霊巡拝等に参加したことのある①～⑥の者

※過去5年以内に慰霊巡拝等に参加したことのある者は原則として定員に空きがある場合に参加を認める。